

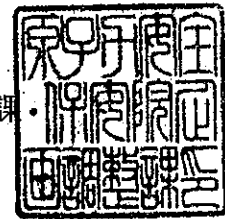
経 済 産 業 省

22原企課第111号

平成22年11月5日

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第16条第1項に規定する貯蔵施設の技術上の基準及び同条第2項に規定する販売の方法の基準への適合に関する注意喚起について

経済産業省原子力安全・保安院企画調整課



経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課

N I S A - 2 7 4 c - 1 0 - 3

平成22年7月に原子力安全・保安院が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）に基づく立入検査を実施したところ、別添のとおり液石法第16条第1項及び第2項の基準に適合していない事案がありました。

このため、保安の確保の観点から、液化石油ガス販売事業者等に対して、下記の事項が遵守されるよう注意喚起します。

記

1. 液化石油ガス販売事業者は、液石法第16条第1項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「規則」という。）第14条第4号の規定に基づき、充てん容器に係る液化石油ガス販売事業の用に供する液化石油ガスの貯蔵施設（以下「貯蔵施設」という。）には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けること。
2. 液化石油ガス販売事業者は、液石法第16条第2項及び規則第16条第5号の規定に基づき、充てん容器等であって供給管若しくは配管又は集合装置に接続されていないものは、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して貯蔵施設に置くこと。

平成22年10月5日

経済産業省

原子力安全・保安院

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する 法律に基づくツバメ産業株式会社に対する命令について

原子力安全・保安院は、液化石油ガス販売会社及び保安機関であるツバメ産業株式会社に対し液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第16条第3項に基づき、同社の液化石油ガスの用に供する貯蔵施設等について、技術基準等への適合について命令を課すこととしました。

1. 概要

当省原子力安全・保安院は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）第83条第1項及び第2項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者及び保安機関であるツバメ産業（株）に対する立入検査を実施した結果、液石法第16条第1項及び同条第2項の基準に適合しない以下の事項を確認した。

- (1) 貴社本社の液化石油ガス販売事業の用に供する貯蔵施設（以下「貯蔵施設」という。）が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第14条第4号に規定する貯蔵施設の技術上の基準である「充てん容器に係る貯蔵施設には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けること」に適合せず、屋根を設けるべき部分に建物が構築されていたこと。
- (2) 柏原充填所の貯蔵施設における容器の置き方が、規則第16条第5号に規定する販売の方法の基準である「充てん容器等であって供給管若しくは配管又は集合装置に接続されていないものは、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して貯蔵施設に置くこと」に適合せず、当該貯蔵施設に設定された充てん容器及び残ガス容器の置場の区分に従って置かれていなかったこと。

2. 命令の概要

上記の違反事実について、本日、同社に対し、液石法第16条第3項に基づく命令を行いました。命令の概要は以下のとおりです。

- (1) 1. (1) の貯蔵施設に対して、液石法第16条第1項及び規則第14

条第4号に規定する貯蔵施設の技術上の基準に適合するように早急に改造、移転等の措置を実施すること。

(2) 1.(2)の貯蔵施設における容器を、液石法第16条第2項及び規則第16条第5号に規定する販売の方法の基準に適合するように充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して貯蔵施設に置くこと。

(3) (1)の実施結果又は実施予定及び(2)の実施結果を平成22年11月5日までに報告すること。

<参考>

ツバメ産業(株)の概要

○本 社：大阪府大阪市住吉区

○営業所：大阪府及び徳島県に3つの液化石油ガス販売所を展開し、液化石油ガス販売に係る一般消費者数は全社で1, 106戸。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院

液化石油ガス保安課

担当者：矢島、岡田

電 話：03-3501-1511 (内線 4951)

03-3501-1672 (直通)